お子様の名のフリガナについて

戸籍法の改正により、令和７年５月２６日から戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになりました。新たに生まれるお子様は、出生届に記入された名のフリガナが戸籍に記載されますが、フリガナは「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」というルールが設けられています。

戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」

一般的な読み方とは？

- ▶ 漢字の音読み・訓読み
- ▶ 漢字の意味に関連を有する読み方
- ▶ 市販の辞書などに掲載されている読み方　など

※一部ウェブサイトに掲載されている読み方は、認められない可能性があります。

フリガナとして認められない読み方は？

- ▶ 漢字の意味や読み方と関連性がないもの
- ▶ 漢字の持つ意味とは反対の意味によるもの
- ▶ 差別的・卑わい、不快感を引きおこすもの
- ▶ 反社会的、子の利益に反するもの　など

戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」

例えば
- 「太郎」→「ジョージ」「ジロウ」と読む
- 「健」→「ケンイチロウ」「ケンサマ」と読む
- 「高」→「ヒクシ」と読む

事前にご相談ください

窓口で出生届を受け付ける際に、名のフリガナが認められるものであるかの判断がすぐにできかねる場合、調査や法務局への照会等（※）、お時間をいただくことになります。

その間、住民票や戸籍の記載等ができないため、名の候補について不安や疑問を感じた方は、事前にご相談ください。

（※）調査等のため、説明資料の提出を求めることがあります。名の読み方について、書籍等を参考にした場合は、届出の際にその書籍等を持参するなどのご協力をお願いします。

問合せ・相談先　階上町 町民生活課 戸籍住民グループ
℡ ０１７８－８８－２８７２